

昭和二十三年六月十九日(土曜日)

午前十時十九分開議

議事日程 第四十九号

昭和二十三年六月十九日

午前十時開議

第一 会期延長の件

第二 教育勅語等の失効確認に関する決議案(田中耕太郎君外二十五名発議)
(委員会審査省略要求事件)

第三 政治資金規正法案(衆議院提出)(委員長報告)

第四 国立富山病院拡充に関する請願(委員長報告)

第五 看護服並びに予防衣の特別配給に関する請願(委員長報告)

第六 国民健康保険制度改革に関する請願(委員長報告)

第七 看護課設置に関する請願(委員長報告)

第八 国立小浜温泉療養所拡充拡充に関する請願(委員長報告)

第九 衛生組合法制定に関する請願(委員長報告)

第一〇 国営自動車琵琶湖線延長に関する請願(委員長報告)

第一一 福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に国営自動車運輸開始に関する請願(委員長報告)

第一二 小田、久万両町間国営バス運輸開始に関する請願(委員長報告)

第一三 鶴ヶ岡奥名田両村間を国営自動車の路線認定に関する請願(二件)(委員長報告)

第一四 尼崎市営バス路線認可促進に関する請願(委員長報告)

第一五 坂上、賀見畑、秋中三箇村に国営自動車の運輸開始に関する請願(委員長報告)

第一六 矢島鉄道株式会社の損害賠償請求に関する請願(委員長報告)

第一七 輸送力強化に関する請願(委員長報告)

第一八 日本通運の鉄道貨物取扱独占撤廃に関する請願(委員長報告)

第一九 関西本線、東京間直通列車運轉に関する請願(委員長報告)

第二〇 貝田運転所を停車場に変更することに関する請願(委員長報告)

第二一 岩手県の鉄道用枕木供出に関する請願(委員長報告)

第二二 高岡、福岡両駅の間で停車場設置に関する請願(委員長報告)

第二三 山形駅始発上野行客車の実現に関する請願(委員長報告)

第二四 東京、鹿児島両駅間直通急行列車運轉等に関する請願(委員長報告)

第二五 黒磯駅を急行列車停車駅にすることに関する請願(委員長報告)

第二六 国民健康保険制度適正化に関する陳情(委員長報告)

第二七 薬務局設置に関する陳情(二件)(委員長報告)

第二八 国民健康保険制度改革に関する陳情(九件)(委員長報告)

第二九 野村町、中筋村間に国営自動車の運輸延長に関する陳情(委員長報告)

第三〇 末吉駅、南之郷高岡口間に国営自動車の運輸開始に関する陳情(委員長報告)

報告)

第三一 石巻、氣仙沼間並びに白石、上ノ山間國營自動車の運輸開始に関する陳情(委員長報告)

2-参-本会議-51号 昭和23年06月19日

○議長(松平恒雄君) 日程第二、教育勅語等の失効確認に関する決議案(田中耕太郎君外二十五名発議、)(委員会審査省略要求事件)、本件は発議者田中耕太郎君外二十五名の要求通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。田中耕太郎君。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君 只今上程になりましたところの、教育勅語等の失効確認に関する決議案につきまして、発議者の一人として提案の理由を御説明申し上げます。

文教委員におきましては、数次の会合を開きまして、この問題につきまして十分論議を盡し、検討を重ねました結果、各派共同して本決議案を提出いたしますことに意見の一致を見ましたのであります。先ず案文を朗読いたします。

教育勅語等の失効確認に関する決議案

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

諸君におかれましては、我々が今日かような決議をする必要がどこにあるかとの疑いを懐かれる向もあり得ると存じますので、先ずこの点につきまして御説明を申し上げます。

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、わが國の教育の唯一最高の指導原理としての國民の教育上最も重要な役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別といたしまして、主催者の訓示の形式を取っております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、往々極端な國家主義的に解釈されていたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられました新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導者原理としての性格を維持してならないことは当然の事理といわなければなりません。

そもそも教育勅語を如何に措置すべきかということにつきましては、終戦後間もなく政府部内、米國教育使節團、教育刷新委員会、貴衆両院及び一般言論界におきまして眞剣に検討論議せられたところであります。文部省におきましては、先ず、昭和二十一年三月「國民学校施行規則」の中から、儀式の場合に勅語を奉読すべしとの項目を削除いたしました。又中等程度の学校に関する規定の中から、「教育は教育勅語の趣旨に則れ」という項目を削除いたしました。その次は昭和二十一年十月八日の文部次官通牒でございます。これは直轄学校長、公私立大学高等専門学校長及び地方長官に宛たるものでございまして、その表題は「勅語及び詔書等の取扱について」となっております。それは三つの点、即ち第一に、教育勅語を以つて我が國教育の唯一の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求めなければならない態度を採るべきこと、二、式日等において、今後はこれを読まないこと、三、勅語及び詔書の謄本等を神格化して取扱つてはならないということを明示いたしました。併しながら教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの、昭和二十二年三月三十一日、法律第二十五号の教育基本法であります。特にこの教育基本法は、従来我が國家、我が民族中心の教育理念に代りますのに、眞理と平和とを希求する人間の育成という理念を以ていたしましたのであります。この教育基本法の前文と、第一條及び、第二條は、御承知のように、従来法律の例を破りまして、哲学的、倫理的な教育の理念を掲げておるのでございまして、外國にもその類例を見ないところと存じます。この点は議会におきまして、法案審議に際しまして問題になりました。つまり法律が哲学的、倫理的、宗教的、そういうような方面のことを規定すること自体が議会で問題になったのであります。併しかかる異例は教育勅語に代る新教育理念をしめすため止むを得ない措置であつたのでございます。更に教育基本法と同時に制定せられました学校教育法は、第九十四條で以て國民学校令から大学令に至るまでの各種の学校を廃止することを規定いたしました。その結果として、従来或いは皇國の道に則る教育、或いは國家中心の教育理念に関するさような内容を持つておる法令の規定も廃止せられるに至つたのであります。かような経過から見まして、終戦後取られましたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失い、倫理道に関する一つの過去の文書、歴史的文献に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うことに至つたものと認められるの

であります。要しまするに、終戦以来我が國家としましては、特に政府や立法府は、以上御説明申上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものでございます。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國家としては怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事実を未だ十分認識せず又その意味を完全に理解せず、習慣的に或いは勅語をまだ神格化して観念したり、それが従来のような我が教育の最高指導原理としての性格を、今日尚持つておるかのように考える者も絶無とは申されないのであります。併し若しそうであるといたしまするならば、ポツダム宣言を忠実に且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勅語等が効力を失つておる事実を明確にすると共に、それらの謄本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家観や、極端な國家主義的理念の最後の一滴も一掃する必要がないとは言えません。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないことであります。これ我々が本決議をなすことを必要と考えましたゆえんでございます。

尚ここにご注意をお願いいたしたい点がございまして、それは本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のもので、教育勅語等が今始めて廃止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございまして、我々の考えによりますると、教育勅語等は新憲法第九十八條第一項の中に規定してありますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の條項、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條項は法規相互の関係を規律しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持つていまする法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、前に申しあげました通り、教育勅語を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や國務に関する行爲ではなく、従つて憲法の右條項とは全く関係がなくなつてしまつておるのであります。勅語と新憲法との間の関係が存し得ないようにすでになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりまして、その結果として、前に申しあげましたように、それらの施行と同時に、勅語又はその精神を援用しておりました諸学校令中の規定は廃止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道徳訓になつてしまつたということが明瞭でございまして、若し今日道徳訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしまするならば、それは論語やバイブルが憲法違反で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。かような理由からいたしまして、本決議案は勅語と憲法第九十八條第一項との関係に言及しなかつたのでございます。

以上申しあげましたところの教育勅語の性格の問題は、要しまするのに、教育基本法

に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのでございます。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するのであります。

以上の理由を以ちまして、我々は本決議案を提出することにいたしました。案文が甚だ簡単で、意を盡さない憾みがないではございませんが、以上申上げました趣旨をお酌取りの上、御賛成あらんことを切望します次第であります(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の規律を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。只今の決議に対し文部大臣より発言を求められました。森戸文部大臣。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣(森戸辰男君) 只今本院の御採択になりました教育勅語等の失効確認に関する決議に対し、私は、文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表すると共に、一言所見を申述べたいのでございます。

敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勅語その他の詔勅に対しましても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。このことは新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によりまして、法制上にも明確化されたのであります。本院がこの度の決議によつて、改めてこの事実を確認闡明されましたことでありまして、誠に御尤もなものと存するのであります。この際私はこの問題に関しまして、文部省の採つて来た措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存するのでございます。

詔勅中最も重大な教育勅語について申しますれば、すでに提案者のご趣旨にあつたように終戦の翌年、即ち昭和二十一年の三月四日、文部省は省令を以て国民学校令施行規則及び青年師範学校規則等の一部を停止し、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことと定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日文部省令を以て国民学校令施行規則の一部を改正いたし、式日の行事中、君が代合唱、御眞影奉拜、教育勅語奉読に関する規定を削除いたしましたのであります。この行政処置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特種な法的効力を喪失いたしましたのであります昭和二十一年の十一月三日新憲法が公布され、それに基いて翌二十二年三月教育基本法が制定されることになりましたが、その前文におきまして、この法律が日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育を確立するためのものであることを宣言いたし、教育上指導原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。それと同時に国民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止いたされました。これらの立法処置によりまして、新教育の法的根拠が教育基本法及び学校基本法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。更に思想的に見ましても、

教育勅語は明治憲法と思想的背景を同じくするものでありますから、その基調において新憲法と合致いたし難いものがあることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命を共にすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒を以て勅語詔書を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないよう注意を喚起いたしましたのであります。かようにして教育勅語は教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのであります。ところがこの点につきましては、永年の慣習から誤解を残す虞れもあり、又将来濫用される危険も全然ないとは申されません。それで今回の御決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は速かにこれを文部省に回収いたし、他決の詔勅等も決議の御趣旨に副うて然るべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅く採ることによつて、教育の革新と振興とを図り、以て本会議の御精神の実現に万全を期したいと存じておる次第であります。(拍手)

—————・—————